



今の特集

医療費控除の仕組み

医療費控除という言葉聞いたことがあると思います。



国が医療費を負担してくれること？



聞いたことはあるけどなんか面倒臭そう…

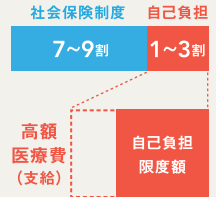
という方も多くいらっしゃるかと思います。

今回は、そんな医療費控除についてわかりやすくご説明したいと思います。

療養給付と医療費控除

医科、歯科にかかわらず、診察を受ける際は、受付に保険証を提示することで、医療費の1割～3割を患者さまが窓口で負担し、残りの7割～9割を社会保険制度で負担しています。これを、「療養給付」といいます。

医療費控除は、患者さまが窓口で負担した医療費が高額になったときに、療養給付以外に国が支援しようという考え方となります。



医療費控除とは？

控除という言葉は、「差し引く」という意味です。具体的には、年10万円を超えた部分の医療費を課税対象年収から差し引きます。(課税対象額が減ります) 課税対象額が減ると、所得税・住民税が減り本来納めなければならない税金と差額が生まれます。これが、医療費控除で受けることができる恩恵ということになります。

例) 年収350万の単身者が40万円の医療費を払った場合

所得税で年6万円、住民税で年3万円 合計9万円が減税される場合があります。



控除を受けるためには

医療費控除を受けるためには、確定申告をします。

申告は以前よりも煩雑ではなくなっており、マイナンバーカードがあれば、スマホからでも申告することができます。また、申告の方法がわからない場合は、税務署に足を運んで説明を受けることもできます。

医療費控除の対象となるもの

Q. 歯科では、どういった治療が控除の対象となるのか？

A. 保険外治療（インプラント治療など含む）の大部分は対象となります。

また、生計を同一とする方の治療も合算して控除の対象となります。例えばお子さまの歯列矯正治療（保険外）を行った場合、主たる生計者（父親等）が医療費控除を受けられることになります。

※注意点：ホワイトニングなど、美容を目的とした治療は対象外となります。

かと言って、勿論高額の治療をおすすめするわけではありません。

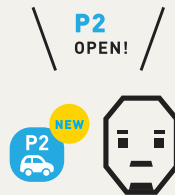
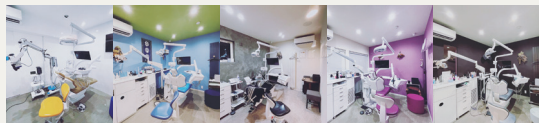
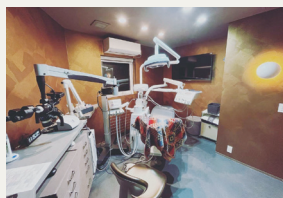
口腔内の状態や症状・ライフスタイルにあった適切な治療をご提案します。

「過ぎたるは及ばざるが如し」

シュンデンタルクリニックでは、高額となる保険外治療が患者さまの為になるかどうかでご提案させていただきます。医療費控除での恩恵なども含め総合的な視野からご提案させていただきたいと思っておりますので、疑問や質問等ありましたらお気軽にご相談ください。

スペシャル付録

今まで5部屋の診療室で診察しておりましたが、2022年1月より**新しい診察室**ができました！新診察室にも新しい顕微鏡が設置されましたので今までと同様、精密な治療に心がけてまいります！



Dr.Shun's Tweet.



シュンデンタルクリニック

〒041-0802 北海道函館市石川町 461-38 TEL 0138-47-3737

<http://shundc.jp/>